

文教福祉常任委員会会議録

令和5年6月7日

寒川町議会

出席委員 佐藤（一）委員長、橋本副委員長
柳下委員、岸本委員、吉田委員、関口委員、山田委員、茂内委員、柳田委員
天利議長

説明者 伊藤学び育成部長、徳江保育幼稚園課長、中村主査
宮崎子育て支援課長、木下副主幹、遠藤副主幹
内田教育次長、水越教育施設給食課長、越原副主幹、井上主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第33号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 議案第34号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
3. 議案第35号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について
4. 議案第36号 寒川学校給食センター条例の制定について

午前9時00分 開会

【佐藤（一）委員長】 改めまして、おはようございます。ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入ります。次第のとおり、付託議案4件でございます。また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤（一）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第33号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 おはようございます。これより学び育成部からの付託議案1、議案第33号寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。それでは、徳江保育幼稚園課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第33号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明させていただきます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

今回の条例一部改正は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月1日から施行されたため、関係法律を引用する本条例に条ずれなどが生じることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める町の条例に所要の措置を講ずるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。今回の改正内容は、大きく2点でございます。1点目は、こども家庭庁への移管に伴い「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める点です。2点目は、こども家庭庁への移管に伴い「省令」を「府令」に改める点と条ずれに伴い改める点です。

タブレット資料4分の3ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。第15条第1項第4号における改正は、先ほど1点目としてご説明した「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。次に、第37条第1項の改正につきましては、引用法律の条ずれと「省令」を「府令」に改めるものでございます。

新旧対照表2ページをご覧ください。第44条の改正は、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 1点お聞きします。今回厚生労働大臣という文言が内閣総理大臣に替わるということなんですけど、これに関して条例自体の中身に関して何か影響は出てくるんでしょうか。

【佐藤（一）委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 所管が厚生労働省からこども家庭庁に替わったことに伴う改正ですので、内容について大きく変わるものではございません。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第34号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 続きまして、付託議案2、議案第34号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。徳江保育幼稚園課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第34号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明させていただきます。なお、こちらについても、本会議での部長の説明と重複する部分もございりますが、ご了承のほどお願い申し上げます。

今回の条例一部改正は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省

令が、令和5年4月1日から施行されたため、こども家庭庁に移管された内容について家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める町の条例に所要の措置を講ずるものでございます。

それでは、タブレット資料02-3分の3新旧対照表をご覧ください。第25条本文の改正は、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

附則といたしまして、条例の施行を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

【佐藤（一）委員長】 それでは、質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【佐藤（一）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第35号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、続きまして、付託議案3、議案第35号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。宮崎子育て支援課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 改めて、おはようございます。それでは、議案第35号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

今回の一部改正は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、現在通院、入院共に中学3年生相当までとしている小児医療費助成の対象年齢を、本年10月から高校3年生相当までに拡大するというものでございます。

タブレットの資料は03-01、6分の4ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第2条の用語の定義につきましては、第1項において、小児の定義を満18歳に達した日以後の最初の3月の末日までにあるものとし、併せて第2項及び第3項を削ります。これは現行では学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校、もしくは特別支援学校の中学校部を卒業した日、または同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日までにあるものとし、その後継続して入院している場合には、その退院の日としているところ、ただし書において当該卒業した日、または修了した日の属する月の末日及び当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日として小児を定義しておりますが、改正案のように定義することにより、これらを全て包含することとなり、通院、入院共に助成対象とすることから、第2項の乳児及び第3項の幼児等の定義も不要となることによるものでございます。さらに同条第4項から第7項までをそれぞれ2項繰り上げるとともに、現行の第6項中の「第4項第1号」を「第2項第1号」に改めるものでご

ざいます。

6分の4ページから6分の5ページにかけては、第3条の対象者につきましては、第1項において、括弧書きの部分の「乳児及び幼児等以外の小児にあっては入院に係る医療」を削ります。

次に、第5条の助成の方法につきましては、第1項において、「乳児及び幼児等」を「小児」に改めるとともに第3項を削ります。

続いて、第6条の医療証の交付につきましては、「乳児又は幼児等」を「小児」に改めるものでございます。

附則としまして、第1項は、この条例の施行期日を令和5年10月1日とするものでございます。

6分の5ページから6分の6ページにかけての第2項は、経過措置として、改正後の条例の規定は施行日以後に受ける医療に関する給付から適用するものとし、同日前に受けた医療に関する給付は、なお従前の例によることとするものでございます。第3項は、準備行為として、この条例の施行に伴い新たに対象となるものの医療証の交付申請手続について、施行日前においても行うことができる旨を定めるものでございます。

続きまして、タブレットの資料03-02の4分の3ページ、施行規則の新旧対照表をご覧ください。今回の条例改正に伴い、同条例施行規則につきましても、用語や条項の引用部分、医療証の有効期限の規定などに必要な改正を行いますので、そのことについて説明させていただきます。第2条は、条例第2条における項の繰上げに伴い、本文中の「第2条第7項」を「第2条第5項」に改めます。第5条は、第1項第1号において、「乳児又は幼児等」を「小児」に改めるとともに、第2項において、「又は第3項」とあるのを削ります。第6条も「又は第3項」とある部分を削ります。

4分の4ページの第7条第1項第1号及び第2号につきましては、それぞれ「乳児又は幼児等」を「小児」に改めます。第8条の医療証の有効期限につきましては、「乳児又は幼児等」を「小児」に改めるとともに、「満14歳」とあるのを「満17歳」に、「満15歳」とあるのを「満18歳」にそれぞれ改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で、改正規則の施行期日を令和5年10月1日とするものでございます。第2項は、経過措置として、条例の附則第3項の規定により新たに助成の対象となるものに条例施行日前に医療証を交付することとなる場合の医療証の有効期限について、この規則の施行日前でも改正後の施行規則第8条に規定する日とすることができるものとするものでございます。

最後に、先般6月1日の本会議での本案件に関する関口議員のご質問に対して、学び育成部長が、国及び県の見解を確認してご報告すると申し上げたことにつきましてご報告させていただきます。神奈川県につきましては、県の小児医療費助成事業を所管しております子どもみらい部子ども家庭課に確認したところ、市町村の制度なので県として申し上げる立場ではないとの見解をいただいております。なお、国につきましては、小児医療費助成事業を実施しておりませんので、所管する省庁が存在せず、見解をいただくことができない状況でございます。

今回の対象年齢の拡大は、長引く物価高騰の影響を踏まえて、小児を養育する方の経済的負担の軽減を図ることと併せて、本年4月からの神奈川県による小児医療費助成制度拡充を受けて、県内でも多くの自治体で対象年齢を高校生まで引き上げる動きがある状況を踏まえ、子育て世代に寒川町を選択して

いただくために必要な取組との認識の下で実施するものでもございますので、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

【佐藤（一）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 今回18歳までということで、段階的には上がってきたわけですけど、今回中学生卒業以降の18歳までの対象人数と影響額というのはどの程度になるのかお聞きします。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、影響の対象になる人数ですが、新たに1,250人が対象になるものと見込んでおります。影響額につきましては、10月からの診療の部分として補正予算にも計上いたしましたが、662万5,000円を見込んでおります。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございませんか。

関口委員。

【関口委員】 1点だけ確認させてください。本会議場で質疑しました国、県の動向についての報告を今、課長からいただきましたけども、いろんな形での一般質問の中や質疑の中で、小児医療の関係については、首長に質疑すると、首長は、国にしっかりと要請していきますと、これは町村会でもやっていますので、しっかり国に要望してまいりますと、こういう答弁がいつもありましたけども、その件について、今、課長の話だと、国にはそういう関係のところがないので対応ができないと、こういう話がありましたけども、そうすると首長たちはどこに要請活動をしていたのか、その点についての見解をいただけますか。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 要望活動につきましては、医療費等を所管する、従前ですと厚生労働省、今後につきましては、恐らく子ども家庭庁という形で要望活動されていくものと認識しております。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はありますか。

茂内委員。

【茂内委員】 教えていただきたいので、お願いいたします。先ほど高校3年生相当まで拡大することだったんですけども、大体18歳の子で、ご家庭の事情で高校に行かずに働いたりという子に対してなんですけども、そういう子は一応収入があるということになります。そういった子は医療費はどのようになるのかなと思って、教えてください。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 小児医療費の助成制度というのは、小児を養育している方の経済的負担の軽減という部分で、お子さんを扶養に取っている場合なんかは、その方の医療費を保護者の方が見ているということになりますので、その方の医療費の助成をするという制度ですので、例えば収入があつて扶養から外れてしまうというような状況があった場合は、その外れた方の医療費というのは、助成する対象にはならないということになります。

【佐藤（一）委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 今扶養から外れてしまった子は対象にならないとなつて、例えば扶養内だったら対象になるという簡単な判断でいいんでしょうか。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 そういうことでございます。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【佐藤（一）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第36号 寒川学校給食センター条例の制定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、議案第36号 寒川学校給食センター条例の制定についてでございます。令和3年度より建設が始まりました建物も5月15日に完成し、現在は町発注の厨房機器や事務機器の設置が行われているところでございます。2学期の完全給食実施に向けて着実に準備を進めているところでございます。

そこで、給食センター運営に必要な条例の制定ということで、本議案を上程させていただきました。よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。説明につきましては教育施設給食課水越課長が、質疑におきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（一）委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料は4-1 議案第36号のセンター条例の制定についてをご覧ください。また、本日併せてその資料の後ろについています2番、3番、4番、規則、これからこの条例を本会議でお認めいただいた後に、教育委員会等で定めてまいりますので、そちらについても、条例だけだと説明が不足する部分がございますので、併せて説明させていただきたいと存じます。

では、条例本文ですけれども、提案文は先日議会で提案させていただいたとおりでございます。本編の説明から入らせていただきます。2ページ目をご覧ください。この条例は、3条立てと附則から成っておりまして、1条は趣旨を示しております。この条例は、寒川町立小学校及び中学校における安全安心で安定した学校給食提供を実施し、もって児童及び生徒の心身の健全な発達を図るため、寒川学校給食センターを設置することについて必要な事項を定めるものとするところでございます。第2条では、設置の名称及び位置を定めております。寒川学校給食センター、位置は、寒川町宮山4018番地としております。筆のほうは、ほかにも複数筆ございますが、これまでの設置条例の例に倣いまして代表地番を位置としております。それから第3条では、委任としまして、この条例に定めるもののほか必要な事項は教育委員会規則で定めるということで、後ほど説明してまいります。

附則でございます。こちらの条例は、令和5年8月1日から施行するというところで、センターが8月

からいよいよ本格的な運用のための準備を開始してまいりますので、主に使い始める供用開始の月の初めということで、8月1日を施行日とさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料4の2番以降をご覧ください。先ほど条例第3条で、この条例に定めるほか必要な事項ということで、主に業務内容を示しております。施行規則の趣旨としましては、センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとしております、これが第1条趣旨でございまして、第2条では職員ということで、センターに配置する職員を定めております。所長を置きます。その他必要な職員ということで定めるものとしております。第2項は、所長は上司の命を受けセンターの事務を所掌し、所属職員を指揮監督するということで、所長以下、今考えているところでは、栄養士が複数名、それから事務職員、そして調理員、それから調理を補佐する調理補佐員ということで、おおよそ総勢で60名程度、当日その日その日に出勤する職員は、40名程度ということで考えております。

第3条では、事業ということで、給食センターの事業内容を示しております。これはまたこの後説明します別の委員会規則とも絡んでくるんですけれども、センターの設置条例の施行規則で業務内容を定めますので、一部教育委員会の事務分掌と重なる部分がありますので、3条で整理しております。給食センターは次の事業を行うということで、学校給食物資の調達、保管、管理、献立の作成、調理、配送、食品検査、それから給食における食に関する指導、健康増進に関すること、食育及び食の啓発に関すること、その他教育委員会が必要と認めた業務でございまして。第4条では、委任ということで、この規則に定めるもののほか給食センターに必要な事項は教育長が別に定めるところでございまして、こちらも条例に合わせて8月1日から施行する案となっております。

続きまして、4の3番をご覧ください。こちらが先ほど施行規則の3条の部分で、センター側の事業を規定しましたので、今度教育委員会の事務局の組織に関する規則の中に、給食課の学校給食担当の業務が記してございまして、一部重複するもの、それからセンター側に移すもの、新たに加えるものがございまして、ここに示しております。

改正規則は、ご覧のとおりでございます。

新旧対照表をご覧くださいまして、4の4番をご覧ください。改正点は、新旧対照表のとおりでございますけれども、これまで旧、現行と書いてありますけれども、こちらでセンターの建設に関すること、それから給食の提供に関することというところがございましたけれども、センターも建物自体は完成しておりますので、改正案としましては、給食担当の事務分掌を給食センターとの連絡調整に関することに変えてございまして。また、2項の学校給食の提供の部分を総括に関することとしまして、提供に関する部分は給食センターの方に移してございまして。それから第3項としまして、給食費の管理に関することとしまして、公会計は事務局で実施していく、そういったことを記してございまして。こちらと同じく8月1日からの施行ということで考えております。ただいま説明しました規則2つについては、今後教育委員会定例会で議案として審議いただきまして、制定していきたいと考えております。

説明は以上です。

【佐藤（一）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳田委員。

【柳田委員】 2点ほどお伺いします。まず、本条例の上位法は何に当たるのかということなんで

すけど、ほかの自治体の給食センターの学校給食センター設置条例とかを読むと、大体地方教育行政の組織及び運営に関する法律だとか、学校給食法第6条だとか、先ほどの組織及び運営に関する法律だったら第30条だとか、ほとんどの他市町村のセンター条例は、最初に趣旨だとか目的だとか、設置の項目に上位法令、根拠法令的なことが書かれているんですけど、寒川の場合、何になるのかというところをまずお伺いします。

2点目なんですけど、ほかの自治体の条例と比べると、寒川町の条例案の中の趣旨だとか、設置だとか、委任の部分は書かれているんですけど、ほかには業務、管理、職員だとかという部分は、恐らくセンター条例の施行規則には業務と職員が書かれていて、管理の部分に対しては、教育委員会事務局の組織等に関する規則にも書かれているので、いいと思うんですけども、ほかの自治体全部とは限らないんですけど、運営協議会とか運営委員会という項目があったりするんですけど、ごめんなさい。僕は知識不足で分からないんですけど、寒川町は運営委員会だとか協議会を設置しているかどうか、以上、上位法令と運営委員会などがあるかどうかについてお伺いします。

【佐藤（一）委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 では、2点ご質問いただきまして、1点目の給食センター条例に根拠法令等の記載がないというところで、根拠については、柳田委員がおっしゃったとおりでございまして、ただ、これまでの町の条例等のこういった施設の設置条例的なものとのバランスというか、図りまして、その例に倣ってこの形となつてございます。もともと法ですので、当然そこにのっつてというところでございます。

それから、2つ目の運営委員会等について、現在まだ稼働しておりませんので、運営委員会はございませんで、ただ、これまで給食のことについて教育委員会の中でもろもろ決めごと、それから課題を検討していく委員会がございまして、学校給食研究会というものがございましたので、そちらを発展的に給食センターの運営等を研究、それから課題解決、いろいろ審議する場として、既存のものを活用していきたいと考えてございます。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。まずは給食研究会が今後委員会になるとか、協議会になるというわけではなく、課題解決のために研究会があるということで、それを条例の中に記載するのかわからないのかということと、予定がどうかということと、法令の部分は、ほかの条例に合わせてということだと思うんですけど、上位法優先の原則というものもございまして、ほかの自治体、例えば八王子市とかもセンター条例には確かに載っていなかったり、ほかの自治体を調べる中で、ほとんどは根拠法令が最初に書かれているんですけど、もちろん自治体もございましたので、何がいい、悪いとか、もちろん自治体判断だと思うので、ただ、意向は分かりました。最初の研究会について、今後条例の中に載せるのか載せないのか、その予定だけお伺いします。

【佐藤（一）委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 根拠法の部分については、当然法律ですので、それにのっつてというところで、しっかりと運営していきたいと考えております。また、今こちらで運営に関する委員会につ

いては、給食研究会でというところで、名称をどうしていくのか、そこからまた条例化するのかといったところがございますけれども、規則でも必要な事項については、教育長が定めるとなりますので、その運用の中で、これから給食研究会のまま行くのか、運営委員会という形に発展的に変えていくのかというところは今検討中でございます。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はありませんか。

山田委員。

【山田委員】 今回この条例ですけど、まず3条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定めるということで、先ほども説明がありましたけど、学校給食センターの施行規則というものがあると思うんですけど、ということは、いろんな物事を決めていくには、教育委員会の規則で決めていくのかというところをまず確認したいと思います。

【佐藤（一）委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 条例はシンプルな構成でございますので、条例から規則に委任して、規則で定めているところは規則でも定めております。また、規則の4条で委任、教育長が別に定めるということで、現在のところまだ別の定めはございませんけれども、必要に応じてそういったところで定めていきたいと考えてございます。

【佐藤（一）委員長】 山田委員。

【山田委員】 そうしたら、教育長が別に定めるということになってくるということは、教育委員会の中で物事を決めていくという前提でよいのか、確認します。

【佐藤（一）委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 山田委員お受け止めのとおりでございます。ただ、もちろん給食に関しては、いろいろ大事なこともございますので、そういったしかるべき課題がございましたら、またこちらの委員会等でもご報告、ご審議いただきたいと考えております。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はありませんか。

柳下委員。

【柳下委員】 給食センターの管理運営に関してお尋ねしますが、1つは、これに関わる人員として60名とおっしゃいました。60名の人件費の総額はどのぐらいになるのかということが1点、それと重複している職員と新たに加える職員とご説明いただきましたけれども、重複している、例えば管理栄養士さんは、今いらっしゃる方がそのままやるという、重複の意味、それがどのぐらいの人数でどういう職域の方が重複するのか、そして新たに加わる職員というものは、どういう職種の人を何人ぐらい想定して新たな職員として捉えたらいいのか、その点についてお尋ねいたします。

【佐藤（一）委員長】 柳下委員、これは条例の内容で説明の中にはあったんですけど、金額とかというのは、少し。答えられる範囲で大丈夫ですか。

水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 金額については、本日用意はございませんけど、当初予算で計上してご

ございますので、予算のとおりでございます。あと、人員体制についてですけども、基本的には現行小学校5校、県費が3名、それから町費が2名配置されていますけども、それに加えて教育委員会事務局にも栄養士がおります。会計年度なので、次年度の雇用というところはまだ未確定な部分がございますけれども、あと今育休に入っている栄養士もございます。基本的には今教育委員会にいる栄養士を全て給食センターでの勤務を想定しています。また、配置については、これまでの学校栄養士を学校を本務校として、それぞれセンターで兼務をかけていくということになりますので、基本的にはセンターから各学校へ栄養士がきちんと巡回できるような体制をつくっていきたいと考えております。

あと、調理員に関しましては、現行の自校式で勤めていただいている調理員全員を、17名程度おりますけども、給食センターに配置したいと考えております。また、今も調理補佐員ということで、会計年度職員が20名弱ございますけれども、そちらも既に面接等を終えて、今年度の会計年度、つまり1学期は自校で、2学期から、ご都合によって必ずしも全員でない方がいらっしゃいますけども、おおむね全員を給食センターに配置する、ただ、まだ先ほど申し上げた人数に足りませんので、今新たなる会計年度職員を調理補佐員として採用していく予定でございます。現状としまして、おおむね採用が決まっておりますので、あと何名か集めたいというところで今考えてございます。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 井上主査。

【井上主査】 先ほどのご質問でありました人件費の関係なんですけども、事務職員は兼務という形になると思いますので、兼ねているので、調理員、栄養士だけでお答えさせていただきますと、当初予算の要求の段階で1億7,941万2,000円となります。こちらは各種手当とか、共済費等を含めた金額となっております。こちらは想定している60名という人員の配置を考えた金額で要求させていただいております。

以上となります。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（一）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

山田委員。

【山田委員】 15分ぐらいください。

【佐藤（一）委員長】 15分ぐらいということでございますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 それでは、暫時休憩いたします。再開を10時にいたします。

【佐藤（一）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第33号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成討論のある方。

岸本委員。

【岸本委員】 議案第35号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。かねてより寒川町は、子育てしやすいまちナンバー1を目指すというところで、県に先駆けて18歳までの医療費を無償化するということは、大変うれしいことでございますし、かねてより我々議員という立場からも、町に訴えてきたことがようやく実現したというところで、賛成の立場で討論いたします。

以上でございます。

【佐藤 (一) 委員長】 次に、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 議案第35号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正に関してですけど、様々なところで提案してまいりました。この目的も、保護者の経済的負担軽減を目的とした条例案ということで、影響額もそんなに大したことないということから、私たちは賛成といたします。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 次に、反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 賛成討論のある方。

関口委員。

【関口委員】 この議案第35号につきましては、本会議場でも質疑させていただきましたけども、あの場でも私は賛成の立場も表明しておきました。また、この委員会の中でも若干本会議場での質疑と同じような形での質疑をさせていただきましたけども、併せて賛成の立場を取らせていただきました。この小児医療につきましては、私が議員になってから30何年かたちますけども、小児医療につきましては、歴代の町長と話し合いをしながら進めてきた経緯があります。そういった意味では18歳までの小児医療が今回議案として出てきて、これがどういう形になるか分かりませんが、議案として出てきた、本当に感慨深いものがありますし、いろんな形で子育てのしやすい環境づくりということの大きな柱になっていたなど、こういうことを実感いたしております。そういった意味では、まだ茅ヶ崎さんは中学校までという議案のようでもありますけども、1市1町で茅ヶ崎医師会としての運営がありますので、そういった意味ではしっかりと医師会とも相談していただいて、円滑に順調に小児医療が施行されることだけ言葉を添えていきたいなと思っています。そういった意味では町長の決断で18歳までできたということについて、本当によかったなという思いであります。賛成の立場で討論させていただきますけども、今言いましたように、医療費の関係については茅ヶ崎医師会としっかりと協議を進めていただきたい、このことだけは添えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【佐藤（一）委員長】 次に、反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（一）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第36号 寒川学校給食センター条例の制定について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 議案第36号 寒川学校給食センター条例の制定について、反対の立場で討論いたします。まず当初は、コストが安くなるということから建設が始まったわけですけど、今の答弁の中でもコスト増が懸念されると、また、いろんな規則に関しても教育委員会の規則で決めるのではなく、センターの運営も、また町民と保護者に開かれた形式にすべきで、教育委員会の内部の組織で決めるべきではないということを考えます。

以上として反対といたします。

【佐藤（一）委員長】 次に、賛成討論のある方。

関口委員。

【関口委員】 議案第36号につきましては、やっところまでこぎつけたかなと思っております。そういった意味では、この秋から、9月から完全給食がスタートするわけですが、家庭の負担の部分も含め、また子どもたちの喜ぶ顔を見られることを含め、神奈川県は地方から見ると遅れていた給食の関係ですが、やっところでもってこういう形で寒川も完全給食が始まります。家庭にとっても、また子どもたちにとっても、また地域の方たちの食育の部分でも、また地場産業の部分でも、あらゆる部分で大きく前に進んでいけるのかなと、このようなことをつくづく思います。そういった意味では、議案第36号については、賛成とさせていただきます。

【佐藤（一）委員長】 次に、反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（一）委員長】 賛成多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前10時09分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 9月 27日

委員長 佐藤 一夫